社援発 0 3 2 5 第 1 号 令和 2 年 3 月 2 7 日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中核市

> 厚生労働省社会・援護局長 (公印省略)

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する指導指針について

無料低額宿泊所については、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援 法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第44号)の一部の施行に伴い、各都道府県、指 定都市、中核市(以下「都道府県等」という。)において、社会福祉法(昭和26年法律第45 号。以下「法」という。)第68条の5第1項の規定に基づき、その設備及び運営に関する基 準を条例で定めるとともに、当該基準に適合しないと認められるときは、法第71条の規定 による改善命令を行うこととされるなど規制の強化が図られたところである。

無料低額宿泊所に対する指導等の実施については、これまでも法第70条の規定に基づき 実施されているところであるが、上記の制度改正を踏まえ、別添のとおり「無料低額宿泊所 の設備及び運営に関する指導指針」を定めたので、下記の事項に留意の上、管内の無料低額 宿泊所に対して適切な指導を行われたい。

記

1 指導指針の性格

無料低額宿泊所については、これまで、それぞれの事業所において、所在する地域や入居者の状況に応じて創意工夫のもとで事業が実施されてきた。一方で、不適切な事業運営を行っている事業所の存在も指摘されていたことから、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。)に沿った事業運営がなされるよう指導等を行っていく必要がある。

無料低額宿泊所の基準については、基準省令で定めた基準を標準とし、又は参酌して、 都道府県等において条例を定めていることから、都道府県等においては、本指導指針を参 考として、必要に応じて各地域の実情も踏まえた事項を含めた指導要領等を定めるなど、 適切かつ継続的な指導を行われたい。

2 無料低額宿泊所の定義の周知等

(1)無料低額宿泊所の定義の周知

無料低額宿泊所については、法第2条第3項第8号に規定する「生計困難者のために、 無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う施設であり、その具体的な事業の範囲については基準省令第2条において定義している。

この事業の範囲に該当する事業については、法第 68 条の 2 の規定による事業開始の届出の有無にかかわらず、無料低額宿泊所として扱うものであることから、類似の事業を行っている事業所が確認された場合については、当該事業範囲について周知し、事業範囲に該当する事業を行っている事業者には、無料低額宿泊所としての届出を行うよう勧奨されたい。

また、他法に基づく規制等が行われている等、主たる事業目的が無料低額宿泊所の運営ではないことが明らかな場合には、無料低額宿泊所には該当しないこととしている。したがって、例えば、届出を行おうとする事業者の事業形態が、高齢者を集めて入居させて食事の提供等のサービスを行っているなどの場合には、有料老人ホームの定義に該当することから、有料老人ホームとしての届出を行うよう指導されたい。

(2) 無料低額宿泊所の届出の徹底

無料低額宿泊所の事業範囲に該当する事業を行っている場合、その事業内容等の一部について無料低額宿泊所の基準に適合しない部分があったとしても、それをもって事業者は届出の義務を免れるものではない。また、事業開始にあたっての「届出」については、一定の基準に該当するかどうかを判断した上で「認可」や「指定」を行う事業とは異なるものであり、基本的に事業開始の届出があった場合について、これを受け付けない取扱いを行う裁量は行政側にはない。

したがって、事業内容において一部基準に適合しない部分がある場合であっても、届 出を行わせた上で、基準に適合しない部分について、改善に向けた指導や改善命令を行 うこととされたい。

なお、届出書に記載すべき事項について記載されていない場合や、添付すべき書類が添付されていない場合など届出書類自体に形式的な不備がある場合については、その補正を求め、届出書類を一旦返却し、修正をした上で再提出を求めることとして差し支えない。

また、事業内容が無料低額宿泊所に該当しない事業者からの届出については、届出書類等を返却した上で、適切な届出先を紹介するなどの対応をされたい。

3 無料低額宿泊所への指導の実施等

無料低額宿泊所に対しては、適切な運営を確保する観点から、定期的に法第 70 条に規定する調査等を実施し、基準に適合しない運営が行われている場合には、改善に向けた指導等を行うものである。当該指導及び指導結果を踏まえた措置について、指導の流れやそ

の根拠、考え方等については、次のとおりである。

(1)調査等の実施

無料低額宿泊所の事業内容に関する調査等については、法第70条の規定に基づき実施するものである。この調査等の実施については、定期的に行うもののほか、福祉事務所からの連絡等により、基準に適合しない運営が行われていることが疑われる場合等には、随時行う必要があるものである。

福祉事務所による被保護者の定期訪問等の機会は、基準に適合しない運営の疑いを発 見する契機となるものであり、福祉事務所との連携を図るよう努められたい。

なお、当該調査等については、無料低額宿泊事業に該当する事業を行っている場合、届 出の有無にかかわらず実施が可能である。

(2) 行政指導及び改善命令

上記の調査等の結果、基準に適合しない運営等が認められた場合には、その内容に応じて①期限等を付して改善について指導するとともに、②正当な理由なく指導に従わず、改善が図られない場合には、法第71条に規定する改善命令を行うこと。

(3) 事業の制限又は停止命令

ア 改善命令に従わない場合においては、法第72条の規定に基づき社会福祉事業の 経営の制限又は停止を命ずること。

また、改善命令に違反した以外にも、次に掲げる場合には事業の制限又は停止命令を行うことが可能である。

- ・法 68 条の2により届け出た事項について、重大な変更があった場合において、 変更の事実を隠蔽するなど意図して届出を行わなかった場合
- ・法70条の調査等について、報告の求めに応じない又は虚偽の報告を行った場合、 調査等を拒否や妨害、忌避した場合
- ・不当な営利を図り、又は利用者の処遇について不当な行為を行った場合
- ・利用契約時において書面を交付しなかった場合
- ・事業の内容等について誇大広告等がされている場合
- イ アに掲げた事項のうち、特に、「不当な営利を図り、不当な行為があった場合」 に該当する場合とは、次のような行為が想定されるものであり、このような場合 は、入居者保護の観点から、指導や改善命令等を経ずに、法第72条の規定に基づ き事業の制限停止命令を行うこと。
 - ・契約に基づかない曖昧な名目での不当な料金の受領
 - ・強制的な契約の締結や、不実の告知、不利益となる事実の不告知など、不当な手 続による契約の締結
 - ・入居者からの契約解除を認めない、契約解除等に際して損害賠償額をあらかじめ 設けるなど、不当な契約条項を盛り込んだ契約の締結
 - ・契約に基づかない、又は強制的な契約による金銭管理
 - ・入居者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれのある行為 なお、届出を行わず無料低額宿泊所を運営している場合にも、不正な営利や不

当な行為が確認された場合には、法第72条の規定に基づき事業の制限停止命令を行うことが可能である。

また、事業の制限又は停止命令を行う場合には、入居者に対して転居支援をあわせて行うなど、適切な対応を図ること。

(4) 罰則

事業の制限又は停止命令に従わず事業を継続して運営した場合には、法第 131 条の規定により 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金等に該当するものであること。

4 無料低額宿泊所への調査等の実施にかかる留意事項

- (1)福祉事務所においては、被保護者が入居する住居等において無料低額宿泊所の事業範囲に該当する事業が行われていることを把握した場合には、都道府県等の本庁に報告を行うこと。また、無料低額宿泊所等(無届けの無料低額宿泊所を含む。以下同じ。)の入居者への訪問調査を行う際には、適切な処遇が行われるかなどの生活実態を把握するとともに、不当な行為等が疑われる場合は、都道府県等に報告を行うこと。
- (2)無料低額宿泊所への調査等の実施に当たっては、必要に応じて消防部局及び建築部局との連携を図ること。その場合、「生計困難者等の住まいにおける防火防災対策の助言等について」(平成30年3月20日社援保発0320第1号・老高発0320第1号・消防予第86号・国住指第4678号)において通知している取組内容を踏まえて連携を図られたいこと。
- (3)無料低額宿泊所について日常生活支援住居施設として認定されている場合には、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令(令和2年厚生労働省令第44号)第24条第1項に基づく日常生活支援住居施設に関する調査等もあわせて実施するなど効率的効果的な実施に努めること。その際、同項に基づく日常生活支援住居施設に関する調査等は福祉事務所も行うことが可能であり、日常生活支援住居施設としての認定を行った自治体が、入所者の保護の実施機関である福祉事務所を管轄していない場合においては、施設の負担軽減の観点から、当該福祉事務所とも連携し、同時に実施することも差し支えないこと。

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する指導指針

1 指導検査等の目的

無料低額宿泊所に対する指導検査は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 70 条の規定に基づき、関係法令、通知による事業運営についての指導事項について検査等を行うとともに、運営全般について助言、一般指導を行うことによって、適正な事業運営を図るものであること。

2 指導検査方法等

(1) 指導監査は、「一般検査」と「特別検査」とし、都道府県、指定都市及び中核市において、関係書類を閲覧し、関係者からの聴取により行い、効果的な実施に努めること。

ア 一般検査

- 一般検査は、原則として全ての無料低額宿泊所に対し、定期的に実地検査を行 うなど、計画的に実施すること。また、実地検査を行わない年には、適宜、書面に よる検査を実施すること。
- 一般検査の実施に当たっては、主に別紙「無料低額宿泊所指導検査事項」に記載した事項について、実施状況等を確認すること。

イ 特別検査

特別検査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、改善が図られるまで重点的かつ継続的に特別検査を実施すること。

- (ア) 事業運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- (イ) 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき
- (ウ) 指導検査における問題点の是正改善がみられないとき
- (エ) 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

(2) 指導檢查計画等

一般検査の実施に当たっては、実施計画を策定するなど、計画的に実施すること。 なお、一般検査の実施に当たっては、前年度の検査の結果等を勘案して当該年度の重 点事項を定め、その効果的実施について十分留意すること。

3 指導検査後の措置

(1) 指導検査結果の通知等

指導検査の終了後は、施設長等関係職員の出席を求め、指導検査の結果及び改善を要すると認められた事項について講評及び指示を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

(2)改善報告書の提出

文書で改善を指示した事項については、期限を付して具体的改善措置状況を示す資料の提出を求めること。

また、必要に応じて、実地においてその改善状況を確認すること。

(3) 改善命令等

3(1)の指導検査結果通知の事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、社会福祉法第71条の規定による改善命令等所要の措置を講ずること。

無料低額宿泊所指導検査事項

主眼事項	着眼点
第1 入居者に対す	無料低額宿泊所におけるサービス等の提供については、入居者が地
る適切なサービス	域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入
の提供の確保	居者の意思及び人格を尊重するよう配慮されているか。
	事業所の管理の都合により、入居者の生活を不当に制限していない
	か。
1 入居者の処遇の	(1)入居者に食事を提供する場合、適切な食事が提供されるよう努めてい
充実	るか。
	ア 食事の量及び栄養は確保されているか。
	イ 入居者の心身の状況及び嗜(し)好を考慮した食事が提供されるよう
	努めているか
	ウ 食事は適切な時間に提供しているか。
	(2)入浴の機会は適切に提供しているか。
	ア 入浴の機会は原則1日1回提供されているか
	イ 入浴可能な時間帯や入浴時間は適切に確保されているか。
	(3)入居者について、他の保健医療福祉サービスの活用が必要な場合に
	は、適切にサービスが利用されるよう、当該サービスを提供する事業所
	等との連携に努められているか。
	(4) 心身の状況等から無料低額宿泊所での生活が困難となったと認めら
	れる入居者に対しては、適切な他のサービスを受けることができるよう
	必要な援助に努めているか
	(5)入居者にプライバシーの確保に配慮された運営がされているか。
	(6)苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応
	されているか。
2 入居者の生活環	(1)入居者の居室及び共用室などの共用設備について、日照、採光、換
境等の確保	気及び防災について十分考慮されたものであるか。
	(2)居室等の面積、設備の構造は基準に適合したものとなっているか。
	(3)炊事設備、洗面所、浴室、便所、洗濯場の設備は、適切に設けられて
	いるか。
	(4)共用室、相談室、食堂等、入居者に対するサービス提供において必
	要な設備は適切に設けられているか。
	(5) 設備、食器等、飲用水について、衛生的に管理されているか
	(6)感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措
	置を講ずるよう努めているか。
	(7)喫煙は、喫煙場所及び喫煙可能時間等の設定や必要な換気を行う等
	受動喫煙の防止に努めているか。

援

- 3 自立に向けた支 (1)入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握に努めてい るか。また、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者 に対しては、円滑な退居に向けて必要な援助がおこなわれているか。
 - (2)入居者に対して、原則として1日1回、心身の状況変化や生活上の問 題の把握など安定して生活を送る観点からの状況の把握を行っている か。
 - (3)入居にかかる契約期間終了前には、入居者の意向を確認するととも に、継続利用の必要性について、福祉事務所等の関係機関と協議さ れているか。

づいたサービス提 供の実施

- 4 適切な契約に基 (1)入居申込者には、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービ スの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると 認められる重要事項を記した文書を交付して説明されているか。
 - (2)サービスの利用に際して、入居者との契約が適切に行われているか。
 - ア 居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約を それぞれ文書により締結しているか。
 - イ 居室の利用に関する契約期間は1年以内とされているか。
 - ウ解約に関する規定が設けられているか。
 - エ 解約に際して、入居者の権利を不当に狭めるような条件が定められ ていないか。
 - オ 契約に際して、保証人等を求めていないか。
 - (3)金銭の管理は、入居者本人が行うことを原則とし、施設が金銭管理を 行う者については、金銭の適切な管理を行うことに支障がある者であっ て、金銭の管理を希望する者に限定されているか。
 - (4)金銭管理を行う場合は、適切な手続等に沿って行われているか。
 - ア 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用し ているか。
 - イ 日常生活を営むために必要な金額に限っているか。
 - ウ金銭等の管理に係る契約を締結しているか。
 - エ 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報 告方法等について管理規程を定めているか。
 - オ 金銭管理を行う体制、収支の記録、本人への報告、行政機関への 報告等は適切に行われているか。
 - カ 金銭管理契約を解除する場合等において金銭の返還は適切にお こなわれているか。

第2 施設の適切な 運営の確保

社会福祉事業として、適切な運営を行うよう努めているか。

- 1 適切な運営規程 の整備及び運営 体制の確保
- 1 適切な運営規程 (1)施設の定員は遵守されているか。
 - (2)事業運営についての重要事項を規定した運営規程を定めているか
 - ア 運営規程には、施設の目的及び運営の方針、職員の職種、員数及 び職務の内容、入居定員、入居者に提供するサービスの内容及び 利用料その他の費用の額、施設の利用に当たっての留意事項、非 常災害対策、その他施設の運営に関する重要事項について、必要 な規定が設けられているか。
 - イ運営規程は公表されているか。
 - ウ 施設内に概要を掲示するなど入居者が確認できる措置を講じているか。
 - エ 運営規程を変更した時は、都道府県知事に報告が行われているか。
 - (3)サービス提供にあたる利用料は適切に設定されているか。
 - ア 食事の提供に要する費用、居室利用料、共益費、光熱水費、日用 品費、基本サービス費、入居者が選定する日常生活上の支援に関 するサービスの提供に要する費用以外の名目で利用料を設定して いないか。
 - イ 各利用料の金額の設定については、基準に掲げた事項に即して適 切に設定されているか。
 - ① 食事の提供に要する費用:食材費及び調理を行う人件費、調理 器具の購入や維持管理など調理等に関する費用に相当する金額 を基礎として算定された額
 - ② 居室利用料: 当該無料低額宿泊所の整備や改修に要した費用、修繕費、管理事務を行う人件費、保険料、物件の家賃地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額
 - ③ 共益費:共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持 管理に要する費用に相当する金額
 - ④ 光熱水費:居室及び共用部分に係る光熱水費の実費に相当する金額を基礎として算定した額
 - ⑤ 日用品費:入居者本人が使用する日用品の購入費及び配送等 の調達に相当する金額を基礎として算定した額
 - ⑥ 基本サービス費: 入居者の状況把握や軽微な生活上の相談等 を行うために配置される職員の人件費及び当該業務に要する事 務費等に要する費用を基にして算定した額
 - ① 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用:日常生活上の支援に関するサービスにかかる人件費、事務費等(基本サービス費に係るものを除く。)に相当する金額から、日常生活支援住居施設として受領する委託費を除いている額(日常生活支援住居施設の認定要件を満たす無料低額宿泊所のみ)

- (4)事業の運営等に関する記録は適切に整備されているか
 - ア 職員の勤務状況や事業の実施状況などの事業運営に関する記 録、入居者名簿や入居者台帳など入居者に関する記録、収支予算 及び決算や出納記録など会計処理に関する記録は整備されている か。
 - イ 入居者に提供するサービス内容にかかる記録、苦情の内容、事故 の状況やその処置についての記録を整備し、完結から 5 年間保存 されているか。
 - ウ 貸借対照表、損益計算書等の収支の状況について公表されている か。
- (5)事故が発生した場合には、都道府県等への報告など適切な対処が行 われているか。また、損害賠償すべき事故の発生に備えた対応が講じ られているか。
- (6)事業内容について広告をする場合は、虚偽又は誇大な表示ものでな いか。

備

- 2 職員体制等の整 | (1)施設長は適切に配置されているか。
 - ア施設長には、基準の要件を満たす者が配置されているか。
 - イ 施設長は、主として当該無料低額宿泊所の職務に従事している か。
 - (2)職員(施設長を含む)は、入居者数や提供するサービスに応じて必要 な者が配置されているか。
 - (3)職員の勤務体制について、勤務表等により適切に管理されているか。 また、労働関係各法が遵守されているか。
 - (4)職員による個人情報の漏洩等の防止に努めているか

- (1)建物について、建築基準法、消防法の規定を遵守しているか。
 - ア 建築部局又は消防部局から指導等がされている場合には、指導等 を踏まえて、改善が図られているか。
 - イ 消火器や自動火災報知設備など防火にかかる設備等の設置に努 めているか。
- (2)非常災害対策について充実強化に努めているか。
 - ア 防火管理の取組や、避難先、災害発生時の対応など、非常災害に 対する具体的計画を策定しているか。
 - イ 非常災害時の通報及び連絡体制を整備し、職員等に周知している
 - ウ 非常災害対策を運営規程に記載した上で、入居者に説明等を行っ ているか。
 - エ 非常災害対策の対応のため、年1回以上(※)、定期的に消火、通 報、避難誘導等が適切に実施されるための訓練が行われているか。
 - ※ 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条第10項の規定が 適用されるものについては、消火訓練及び避難訓練を年2回以上

3 防火防災対策